

福祉教育のあり方について（要望）

社 庶 第13号
昭和52年 2月17日

文部省初等中等局長 殿

厚生省社会局長
厚生省児童家庭局長

小、中学校における福祉教育の効果的推進を図るため、小・中学校学習指導要領等の改定に当たり、別添資料を参照のうえ、下記事項について特段の配慮を払われるよう要望します。

記

今日の急激な社会経済の変動は、国民生活の様々な側面で、かつてなかったような諸問題を顕在化させ、これに伴う福祉需要もまた大きく変化してきている。

これに対応する社会福祉諸施策は、量的にも質的にもかなりの水準に達しているが、社会経済構造の変化に即応した福祉サービスのあり方を、福祉の理念ないし発展の方向に照らして、多角的に検討することが課題となっている。

この要請に対応していくうえで、まず肝要なことは、社会連帯に支えられた国民一人一人の主体的、積極的参加である。これなくして、社会福祉の実のある発展はありえない。

このような観点から見ると、家庭教育、学校教育、社会教育を通じて、社会福祉に対する正しい知識と態度を身につけることが基底となることはいうまでもない。

現在の小・中学校における社会福祉に関する教育は、制度の部分的な説明にとどまっているなど、改善を要する点が少なくない。

社会福祉に関する教育は、関連学科を通して、総合的、計画的、かつ、段階的に実施され、義務教育修了までの間に社会の責任ある構成員として必要な

社会福祉についての現行制度の基礎的知識を付与するとともに、制度を支えるために不可欠な社会連帯を基調とする主体的参加の態度を体得させる必要があり、特に社会科、道徳及び特別活動の教育課程を通じて、社会福祉についての基礎的知識が十分に学習できるようにするとともに、地域の社会福祉機関等への調査、見学及び具体的な社会奉仕活動への参加等の機会を多く取り込むことにより、体験的にこれらのことを学ぶことができるよう特別の配慮を願いたい。

（資料）小・中学校における福祉教育の改善に当たり考慮すべき事項

1. 制度的事項

小・中学校における福祉教育を充実するためには、まず教育制度等について、次のような改善が必要と考えられる。

(1) 直接に生徒の教育に当たる小・中学校教員免許取得条件として、社会福祉に関する学科—社会福祉論などの履修を義務づけること。

また、現在の教員に対する社会福祉に関する研修等の機会を設けること。

(2) 教育課程に社会福祉的視点を盛り込ませるため、教育課程審議会等に社会福祉の専門家の意見を反映させる体制をとること。

(3) 小・中学校における福祉教育を充実強化するため、教育委員会に社会福祉指導主事（仮称）を置

き、管下の学校の指導を担当させること。

2. 社会科

小・中学校社会科において社会福祉についての基礎的知識を修得させるため、次の事項の実現をはかる必要がある。

(1) 小学校について

市町村、都道府県及び国の重要な機能として社会福祉事業の推進があること、そのためそれぞれの段階に必要な機関や施設が設置されていることを、社会的に対応する必要がある様々な具体的問題の解決とからめて学習させることにより社会福祉制度の理解を促進させること。

(2) 中学校について

社会福祉関係事項は、断片的にしか取り入れられない状況にある。

しかし、社会福祉についての基礎的知識は、公民として不可欠であるので、経済や政治などの関連事項として簡単に取扱うのではなく、独立の項目として取上げ、人間の一生においては、個人の努力のみでは解決できないどんな問題が起るか、それに対処する社会福祉施策はどうなっているか、近隣社会、市町村、都道府県、国の各レベルにはどんな機関や施設があるか等社会福祉の基礎的知識を体系的に教育すること。

3. 道徳

小・中学校の道徳教育においては、公民として不可欠な心情と態度を学習させる場として、次の事項の実現を図る必要がある。

- (1) 老人、心身障害者、母子等の社会的なハンディキャップのある者に対する正しい理解と思いやりの態度を身につけるようにするとともに、これらハンディキャップのある者は、必要な給付を受けるときはこれを受けるとともに、一方で依存の立場に陥ることなく自らの困難に打ち勝とうとする努力が必要なことを明確にすること。
- (2) 社会福祉関係の仕事、無償の奉仕等ボランティア的な活動も指向するような態度を養うこと。
- (3) 家族については、核家族化の進行、人口の高齢化等の傾向にかんがみ、家族相互の扶助、家庭内における老人、父母、子供等の各次元における立場をお互いに理解すること等の要素を十分にもり

込むようにすること。

- (4) 社会全体の利益や他人の権利を守ることが自己の権利を守ることにつながることを認識させ、社会連帯意識によって結ばれた住みよい地域社会を作るための活動に国民が主体的に参加することができるような実践的な生活態度を育てること。

4. 特別活動

小・中学校の特別活動においては、学校における望ましい集団活動を通して、人格の調和的な発達を図り、健全な社会生活を営むために必要な資質の基礎を形成するため、次の事項の実現を図る必要がある。

(1) 小学校について

- ① 児童会活動については、高学年の委員会活動（例えば新聞、放送等）において福祉事象に関する関心をたかめるため、関連行事、ニュース等を取りあげるようにすること。

学級会活動については、話し合い活動の題材として、福祉事象を取りあげるようにするほか、学級集会のレクリエーションのための活動に際しては、地域の児童館等と有機的な関連をもちながら、その活動を行う等により、地域の福祉関係社会資源についての理解をたかめさせること。

- ② 学級指導については、新たに高学年において「福祉指導」（仮称）の領域を設定し、共同募金、歳末たすけあい運動、地域の福祉関係行事等と関連の下に児童の実生活に即した「福祉指導」が行われるようにすること。

- ③ 学校行事については、「子供の日」、「敬老の日」等福祉関係の祝日に関連して朝会等において、その趣旨についての理解を深めること。

(2) 中学校について

- ① 生徒会活動については、小学校と同様に委員会活動に福祉関連事項が取り扱われるようにすること。

クラブ活動については、文化的クラブの一種として、「社会奉仕クラブ」（仮称）を設定し、地域福祉についての調査、関係社会資源の見学、具体的な社会奉仕活動等を展開すること。

学級会活動については、話し合いの活動、係りの活動において、小学校と同様に福祉関係事

項を題材として取扱うこと。

- ② 学級指導については、その内容として、新たに「福祉に関すること」を追加して、社会福祉への関心の喚起、福祉の心の啓発、社会奉仕活動へ参加する態度の育成等を行うこと。
- ③ 学校行事については、新たに「福祉的行事」

を構想し、地域の福祉関係施設との交流行事、地域における社会奉仕活動等を行うこと。

また、上述の「社会奉仕クラブ」（仮称）活動の一般化を図るため例えば、学芸的行事（文化祭、展覧会等）との関連において、活動成果の発表等も考慮すること。